

酒類販売業免許の免許要件誓約書

____ 税務署長 殿

申請販売場の所在地 及び名称	
-------------------	--

申請者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。	
令和 年 月 日 (申請者の住所) (氏 名)	印
下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 (法定代理人氏名)	
令和 年 月 日 (法定代理人住所) (法定代理人氏名) (申請者との関係)	印

申請者が法人の場合

当社及び役員等の免許の要件について、別紙1及び2のとおり誓約します。 なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。	
令和 年 月 日 (申請の所在地) (名称及び代表者氏名)	(法人代表者印) 印
下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。 (役職及び氏名) 代表取締役 取締役 監査役	
令和 年 月 日 (名 称) (代 表 者 氏 名)	(代表者個人印) 印

(別紙1及び2を添付して提出してください。)

誓 約 項 目	申請者の誓約内容			順号
	申請者本人 又は 申請法人	役員等	法定代理人	
1 申請者（法定代理人※1及び法人の場合はその役員等も含みます。以下同じです。）が酒税法10条1号から8号に定める人的要件を満たしているかは、次の①～⑨から判断します。				—
① 申請者は酒税法の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、免許又は許可を取り消された日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
② 申請者が酒税法の規定により免許を取り消された又はアルコール事業法の規定により許可を取り消された法人の業務執行役員をしていた者である場合は、その取消の日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
③ 申請者が未成年者の場合は、その法定代理人※1が①、②、⑦～⑨に該当しない者である。			はい・いいえ (個人のみ)	③
④ 申請者又は法定代理人※1が法人の場合は、その役員が①、②、⑦～⑨に該当しない者である。	はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ	④
⑤ 申請者の支配人※2は①、②、⑦～⑨に該当する者でない。	はい・いいえ			⑤
⑥ 申請者は、申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない者である。	はい・いいえ			⑥
⑦ 申請者は、税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
⑧ 申請者は、未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
⑨ 申請者は、禁錮以上の刑に処せられたことがない者である。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
[上記で「いいえ」に○を付した場合] 申請時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】				

※1 「法定代理人」とは、申請者が未成年者の場合の父母等をいいます。

※2 「支配人」とは、会社法第11条に規定する支配人をいい、営業主に代ってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する者のことをいいます。

誓 約 項 目	申請者の誓約内容		順 号
	申請者本人 又は 申請法人	役員等	
2 申請者（法人の場合はその役員等も含みます。以下同じです。）が酒税法10条10号に定める経営基礎要件を満たしているかは、次の事項から判断します。			—
(1) 申請者は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者ではない。	はい・いいえ		⑩
(2) 申請者は、事業経営のための経済的信用が薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱である者でない。			—
イ 申請者は、現に国税若しくは地方税を滞納していない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	⑪
ロ 申請者は、申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けていない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	⑫
ハ 申請者の最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が、資本等の額※を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ	⑬
ニ 申請者の最終事業年度における確定した決算は、最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額※の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ	⑭
ホ 申請者は、酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない者である。	はい・いいえ	はい・いいえ	⑮
ヘ 申請する販売場は、建築基準法等の法令又は条例に違反し、除却又は移転を命じられたものではない。	はい・いいえ		⑯
ト 申請者は、酒類の適正な販売管理体制を構築することができる者である。	はい・いいえ		⑰
【理由等】			

※ 「資本等の額」とは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額をいいます。

記載方法についてご不明点などがありましたら、販売場（店舗）の所在地を所管する税務署を担当する税務署（酒類指導官配置署）を確認の上、ご相談ください。

○ 酒税やお酒の免許についての相談窓口（国税庁ホームページ掲載リンク）

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>